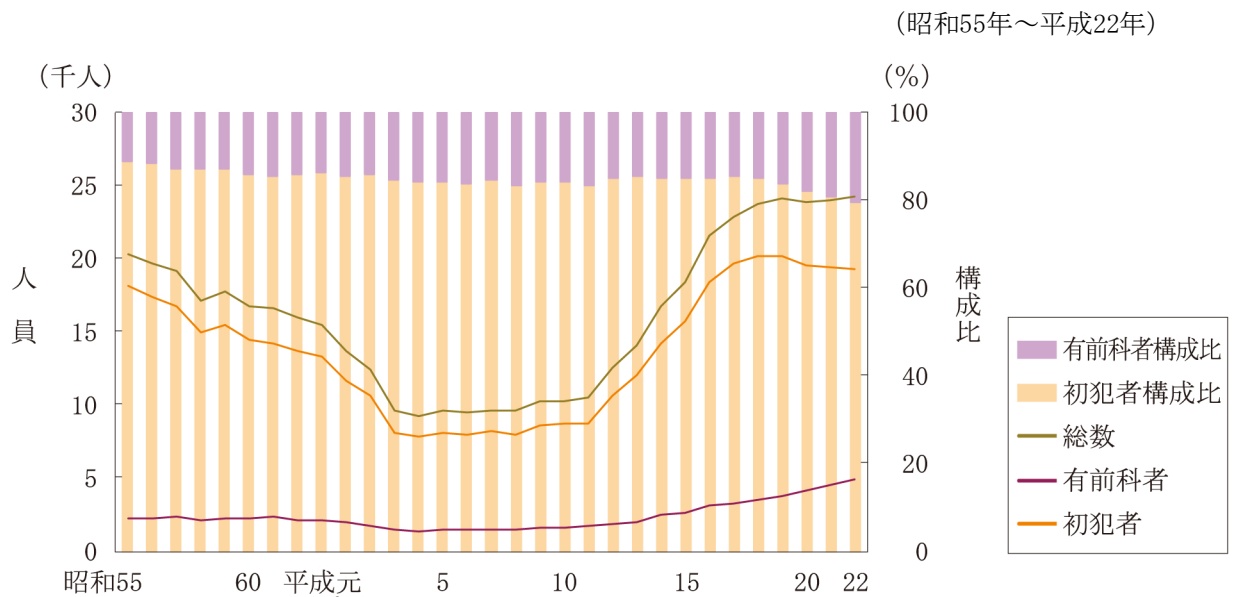


第3節 初犯者率

この節では、前節で述べた起訴人員・起訴猶予人員中の前科の有無別人員の状況を踏まえ、初犯者率に着目して、罪名別及び男女別に見た特徴について述べる。

3-3-1図ないし3-3-8図は、昭和55年以降の女性の起訴・起訴猶予人員総数（両人員の合計）及び初犯者・有前科者人員の推移を罪名別に、前科の有無別構成比と共に見たものである（CD-ROM資料11、12参照）。

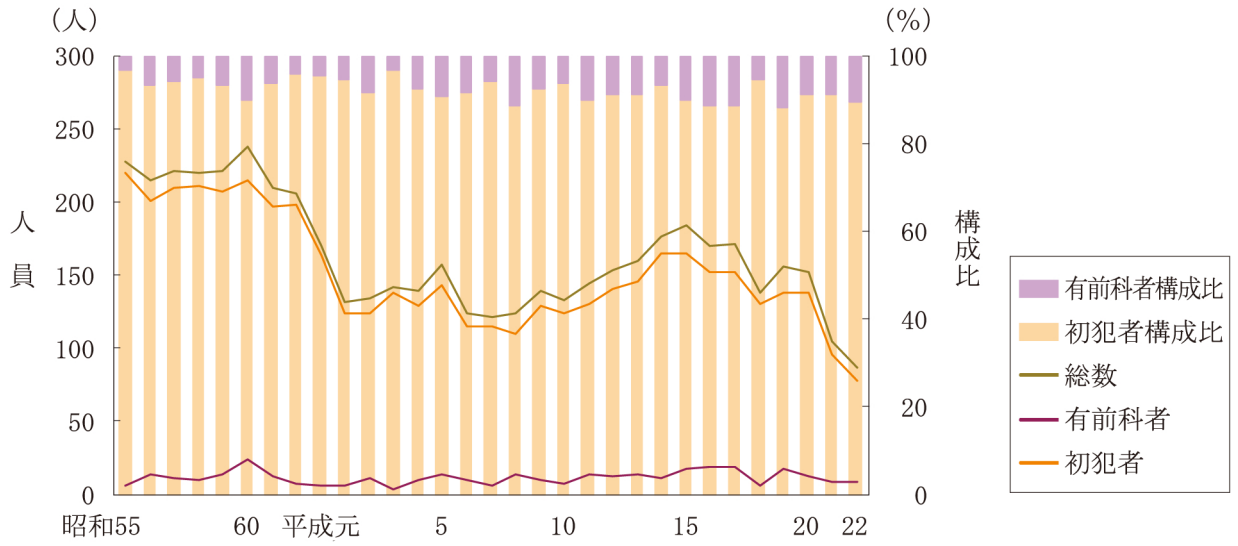
3-3-1図 一般刑法犯 女性起訴・起訴猶予人員総数（初犯者・有前科者別）・初犯者率の推移



注1 検察統計年報による。
 注2 法人を除く。
 注3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

3-3-2 図 殺人 女性起訴・起訴猶予人員総数(初犯者・有前科者別)・初犯者率の推移

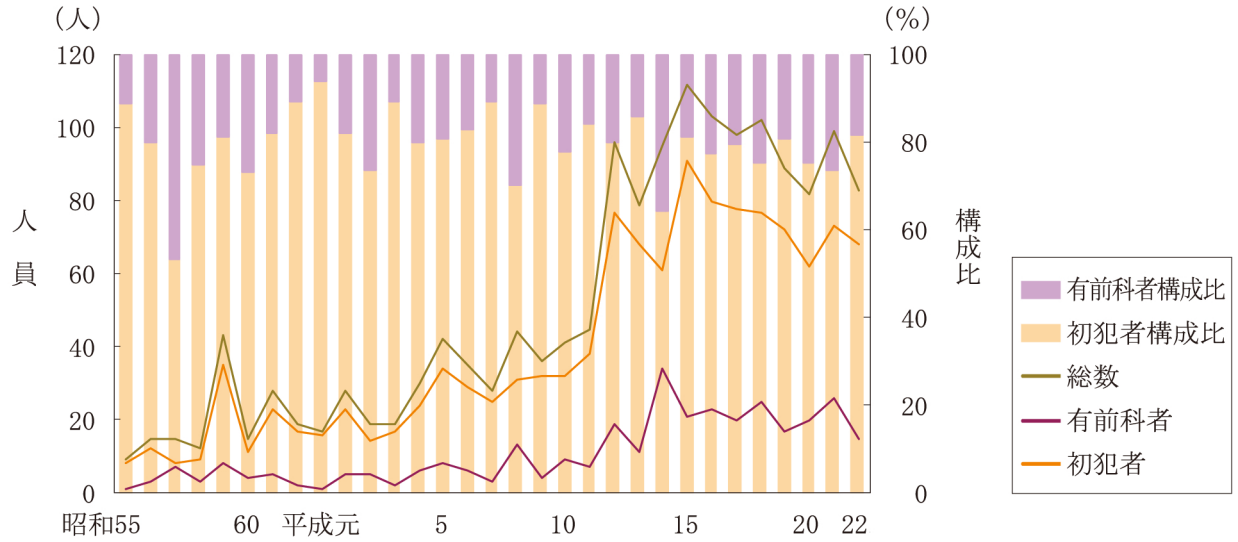
(昭和55年～平成22年)



- 注1 検察統計年報による。
- 注2 法人を除く。
- 注3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

3-3-3 図 強盗 女性起訴・起訴猶予人員総数(初犯者・有前科者別)・初犯者率の推移

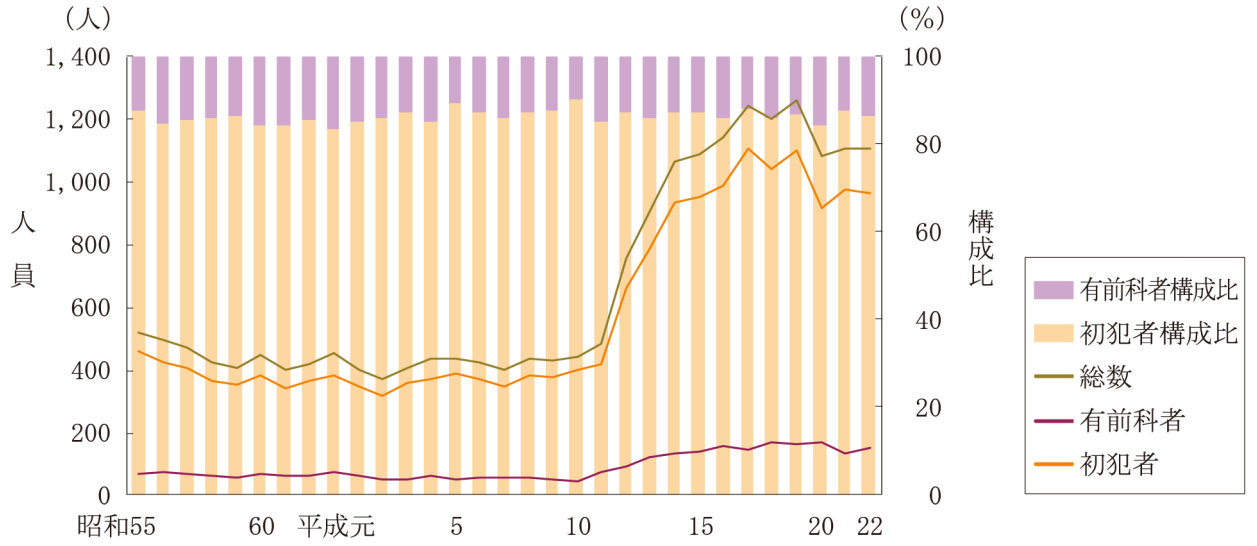
(昭和55年～平成22年)



- 注1 検察統計年報による。
- 注2 法人を除く。
- 注3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

3-3-4 図 傷害 女性起訴・起訴猶予人員総数(初犯者・有前科者別)・初犯者率の推移

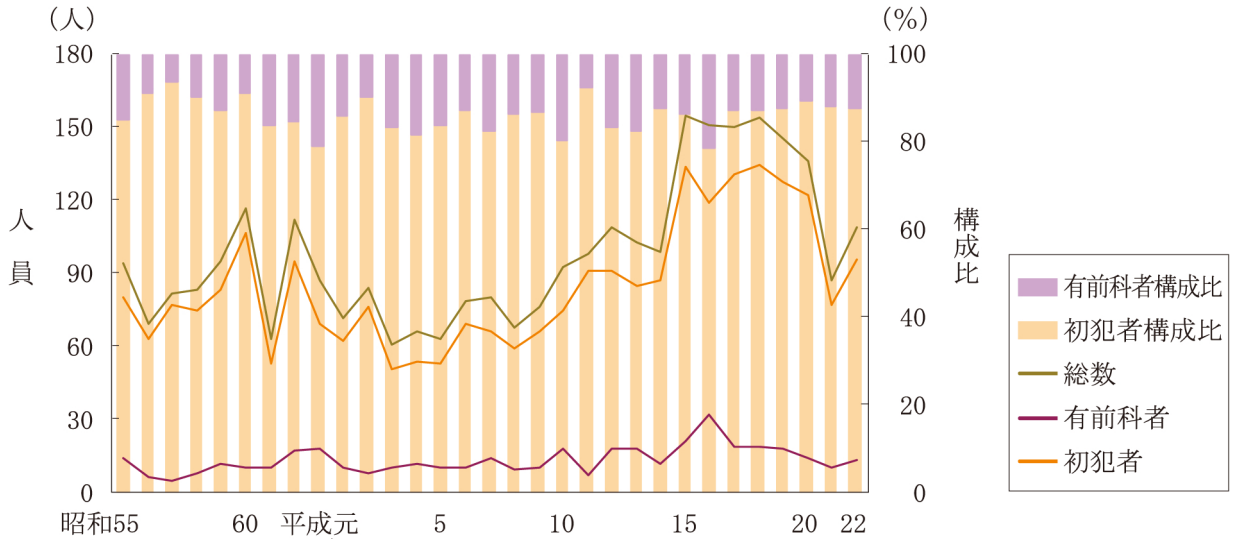
(昭和55年～平成22年)



- 注1 検察統計年報による。
- 2 法人を除く。
- 3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

3-3-5 図 放火 女性起訴・起訴猶予人員総数(初犯者・有前科者別)・初犯者率の推移

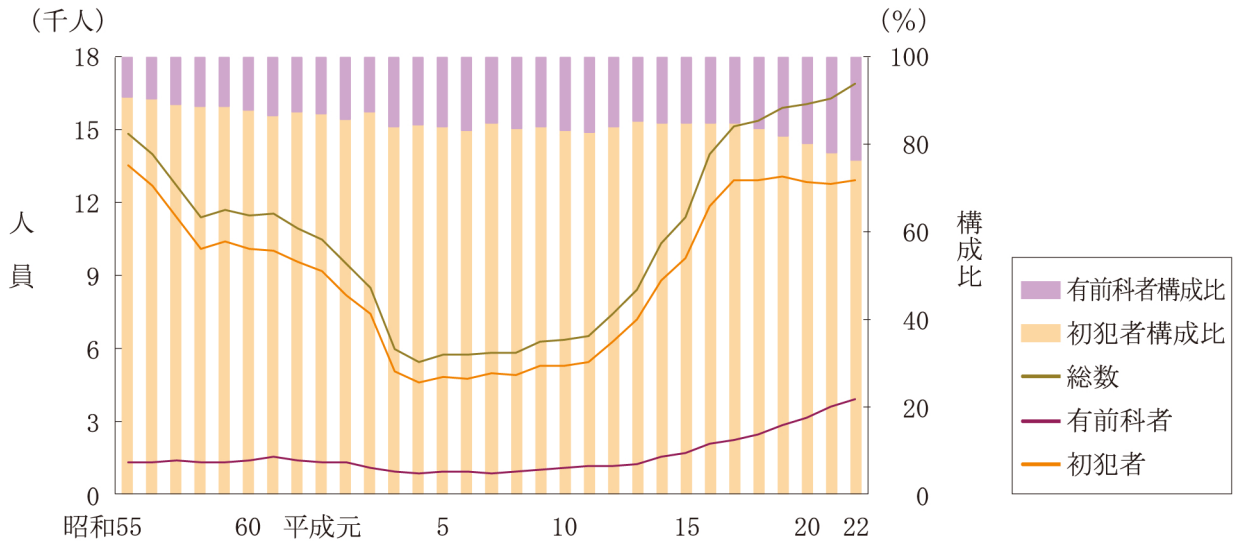
(昭和55年～平成22年)



- 注1 検察統計年報による。
- 2 法人を除く。
- 3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

3-3-6 図 窃盗 女性起訴・起訴猶予人員総数(初犯者・有前科者別)・初犯者率の推移

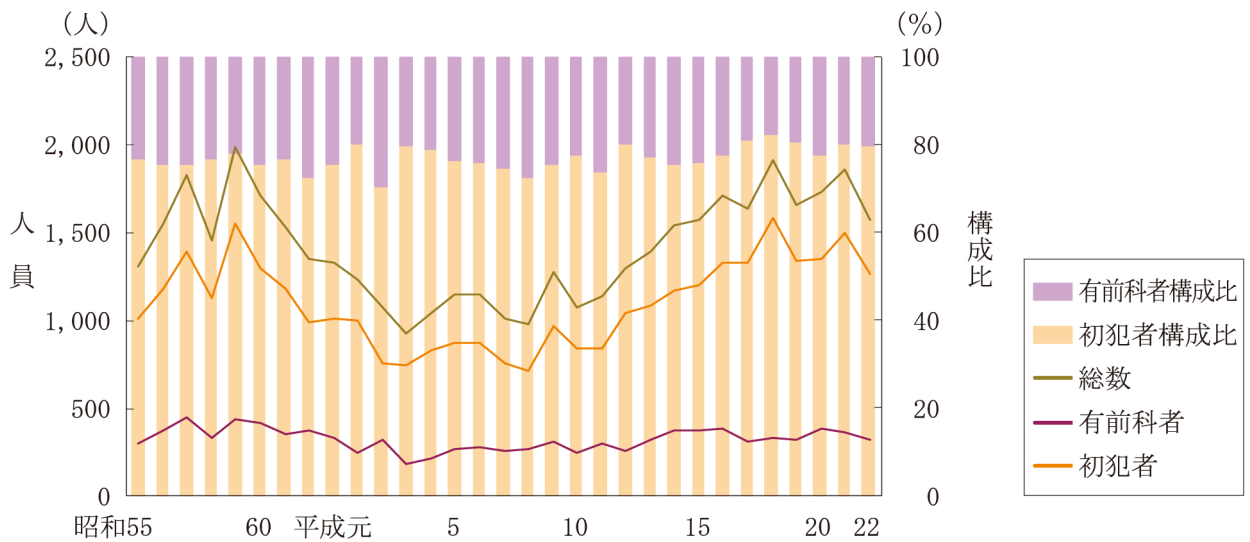
(昭和55年～平成22年)



- 注1 検察統計年報による。
- 注2 法人を除く。
- 注3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

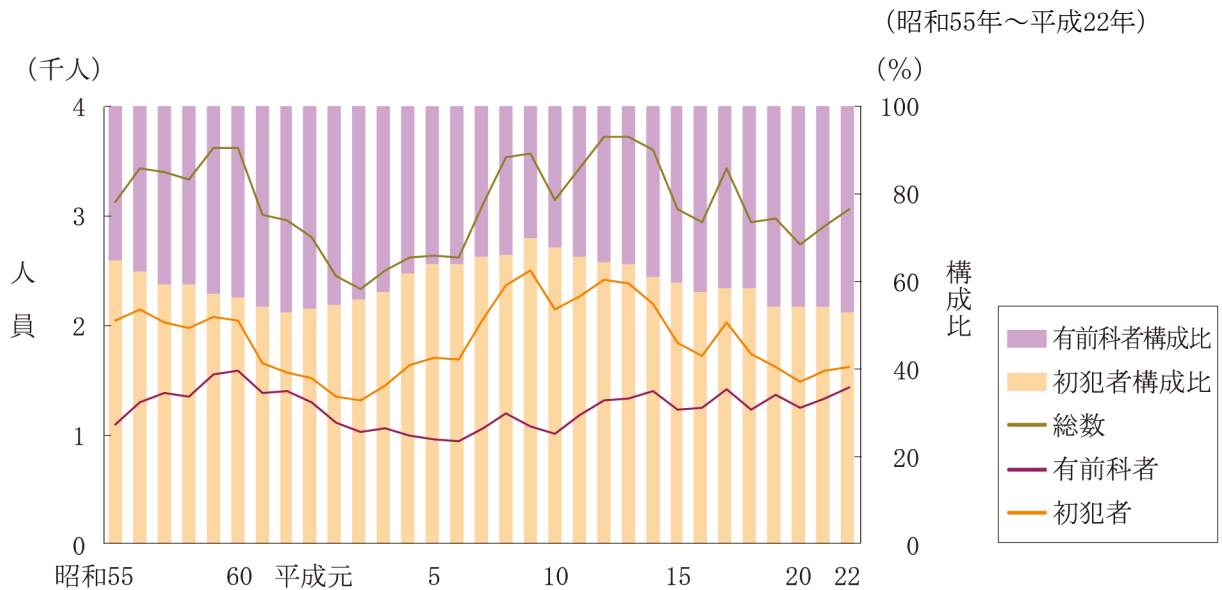
3-3-7 図 詐欺 女性起訴・起訴猶予人員総数(初犯者・有前科者別)・初犯者率の推移

(昭和55年～平成22年)



- 注1 検察統計年報による。
- 注2 法人を除く。
- 注3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

3-3-8図 覚せい剤取締法違反 女性起訴・起訴猶予人員総数（初犯者・有前科者別）
・初犯者率の推移



注1 検察統計年報による。
 注2 法人を除く。
 注3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

1 罪名別

罪名別に起訴・起訴猶予人員総数における初犯者及び有前科者を見ると、一般刑法犯、強盗、傷害及び窃盗では女性で有前科者が増加しており、強盗を除き、男性では有前科者が減少している。女性の殺人及び覚せい剤取締法違反では有前科者は横ばいで推移しているが、初犯者は減少し、放火及び詐欺では有前科者はほぼ横ばいで推移しているが、長期的に見ると初犯者は増加している。

これを初犯者率で見ると、傷害、放火及び詐欺を除き、女性では初犯者率が低下しており、覚せい剤取締法違反を除き、男性では初犯者率が上昇している。傷害では女性の初犯者率は横ばいで推移しているが、これは有前科者だけでなく初犯者も増加したことによる。また、覚せい剤取締法違反では男性の初犯者率が横ばいで推移しているが、これは有前科者だけでなく初犯者も減少したことによる（CD-ROM資料11, 12参照）。

2 初犯者率の罪名間比較

ここでは、起訴人員中、起訴猶予人員中及び両人員合計中の初犯者率を一般刑法犯との間で比較した場合の特徴について述べる。

昭和55年以降、初犯者率が、男女とも毎年一般刑法犯全体の初犯者率を下回っているのは、起訴人員では窃盗及び覚せい剤取締法違反、起訴猶予人員では詐欺及び覚せい剤取締法違反だけである。

すなわち、窃盗及び覚せい剤取締法違反では、起訴人員における有前科者率が一般刑法犯と比較して高く、詐欺及び覚せい剤取締法違反では、起訴猶予人員に占める有前科者率が一般刑法犯と比較して高い。

起訴人員及び起訴猶予人員の合計における初犯者率を見ると、昭和55年以降、毎年、男女とも初犯者率が一般刑法犯全体の初犯者率を下回っているのは覚せい剤取締法違反だけであるが、詐欺でも女性の平成22年における初犯者率だけが一般刑法犯をわずかに上回っただけで、男性は毎年、女性も21年までは毎年一般刑法犯を下回っている。

すなわち、詐欺を敢行する者には、他の犯罪と比較して元々有前科者が比較的多いわけだが、起訴人員では平成16年以降初犯者率が一般刑法犯を上回っているのに起訴猶予人員ではほぼ毎年一般刑法犯より初犯者率が低いことからすると、詐欺では処分に当たり考慮される事情の中で、前科の有無の重要性が高くないことがうかがわれる。

また、覚せい剤取締法違反においては、そもそも起訴人員・起訴猶予人員合計に占める初犯者率が、一般刑法犯及び他のどの罪名よりも低く、覚せい剤取締法違反を敢行する者には元々有前科者が多いのであって、起訴人員でも起訴猶予人員でも一般刑法犯よりも有前科者率が高いのは自然な結果である。

窃盗では、起訴人員における初犯者率は、毎年一般刑法犯を下回っているが、起訴猶予人員における初犯者率は、毎年一般刑法犯を上回っている。窃盗では、処分に当たり、前科の有無が、特に重要な情状事実として考慮されていることがうかがわれる（CD-ROM資料11, 12参照）。